

令和2年第4回置戸町議会臨時会

令和2年5月8日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 行政報告
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
日程第 5 議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 行政報告
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について
日程第 5 議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

1番 石井伸二議員	2番 小林満議員
3番 阿部光久議員	4番 佐藤勇治議員
5番 澁谷恒壹議員	6番 高谷勲議員
7番 嘉藤均議員	8番 岩藤孝一議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長 井上久男	副町長 和田薫 (総務課長事務取扱)
町民生活課長兼会計管理者 渡邊登美子	まちづくり推進室長 坂森誠二
総務課参与 福手一久	産業振興課長 蓑島賢治
施設整備課長 大戸基史	地域福祉センター所長 須貝智晴

《教育委員会部局》

教 育 長	平 野 毅	学 校 教 育 課 長	石 森 実
社 会 教 育 課 長	五 十 嵐 勝 昭	図 書 館 長	五 十 嵐 勝 昭 (兼)
森 林 工 芸 館 長	岡 部 信 一		

《農業委員会部局》

事 務 局 長 蓑 島 賢 治 (兼)

《選挙管理委員会部局》

事 務 局 長 坂 森 誠 二 (兼)

《監査委員部局》

代 表 監 査 委 員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 伸 哉	議 事 係 長	今 西 美 紀 子
臨 時 事 務 職 員	中 田 美 紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第4回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 澁谷恒壹議員及び6番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第32号及び議案第33号。
- ・承認第1号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 行政報告

○岩藤議長 日程第3、町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長 新型コロナウイルス感染症について行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、ご承知のように、昨年12月に中国湖北省武漢市で発生した、原因不明の肺炎を発端として世界各地に拡大し、361万人に及ぶ感染者、うち25万5,000人の死亡者を数え、国内では1万5,462人が感染。551人の死者数。また、道内では914名が感染、46人の死亡者。それぞれ5月6日現在の数であります。その様な現状の中、いまだ多くの方が苦しんでおられます。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、療養中の方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、対策にあたりご奮闘されております、医療機関や専門家の皆様方のご苦勞に感謝を申し上げます。本町では、お手元に配付の資料のとおり、2月10日に平成25年3月に制定いたしました、置戸町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく対策会議を立ち上げ、25日には、学校対策、町内公共施設の自粛要請対応など協議して参りました。

以降については、資料の記載のとおりでありますのでご確認いただきたいと思います。

北海道においては、1月28日に1例目の感染者が確認されて以降、2月22日に北見市内で開かれた展示会において集団感染クラスターが起きるなど、道内各地で広がりを確認されたことにより、2月28日に北海道独自の緊急事態宣言を発表し、外出自粛や健康チェックなどの体調管理、多くの人が集まる密を防ぐなどを呼びかけ、学校には、2月27日から3月4日の1週間を休校とする措置により、感染拡大を防ぐべく努力が重ねられました。これらの措置により一定程度効果が見られたとして、3月19日に予定通り緊急事態宣言が解除され、それに伴い、町の対応としても各公共施設を一部再開するとともに、会議等の開催では基本的には、手洗いやマスクの着用や換気及び人と人との間隔を開けるなどの徹底を行うよう周知してきました。しかしながら、全国的に感染が収まらず、逆に拡大傾向に転じたことから、4月7日、国は法に基づく緊急事態宣言を発令し、7都府県が緊急事態措置地域として指定されました。国の宣言を受け、4月8日に町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、本部体制を移行させ、民生対策、経済対策及び教育対策等について総合的に検討し実施をしてきました。その後、16日には、緊急事態措置の対象が全国に広がり、北海道を含む13都道府県は、特定警戒都道府県に指定され、特に重点的に感染拡大の防止に向けて取り組む必要がある地域とされました。それを受け、17日の本部会議において、4月20日から5月6日までの期間については、緊急事態措置の対応として、小・中学校の臨時休業、公共施設の閉鎖など、これまでより強い規制を決めたところであります。個別の対応状況ではありますが、老人ホームや認定こども園等の福祉施設については、職員の出勤前の体温チェック。手洗いやマスクの着用の徹底。面会者の制限などを行い、感染予防の徹底をお願いいたしました。また、国によるマスクの配布や消毒液の配布。優先販売等が行われ、当面は不足が生じないことを確認しております。

次に、学校関係であります。北海道教育委員会からの要請もありまして、この間、臨時休業としておりましたが、4月7日から4日間は分散登校を行い、休み中の対応として、家庭において健康観察シートの記入により、児童の体調管理を行っていただいております。また、放課後児童クラブくるみの会は、午前中から児童を受け入れ対応しているところであります。しかしながら感染拡大は収まらず、5月6日までを期間としていた緊急事態宣言は、5月31日まで延長しながら次の対策を行うと決定しております。道内でも札幌をはじめ、近隣では遠軽町内でクラスターが発生するなど、一向に収まる兆しが見えない状況にあります。5月4日には、国の方針を受け、鈴木北海道知事から、更なる外出自粛、休止、休業の継続の発出がありました。5月31日までの長期戦になりますが、地域と一丸となって収束に向け努力を重ねて参ります。昨日、7日に町本部会議を招集し、11日以降の対策を決定したところであります。これらの詳細は、お手元の資料3ページ、中段以降に記載の通りですのでご確認をいただきたいと思っております。

また、先日は苦渋の選択でありましたが、本町の最大のイベントである、おけと夏まつり・人間ばん馬大会の中止を決定いたしました。その他、多くの行事を中止せざるを得ない状況が続く大変残念なことではあります。今は我慢の時と思っております。

また、商工業者に向けては、売上げの減少など影響が出ている状況もあり、商工会からの要請を受けながら、その対応策を協議して参りました。特に、飲食業や小売業、卸売業やサービス業では、前年度月の対比で売上げが半減しているとの調査結果もいただいております。早急に対策を講ずる必要があると判断し、消費喚起対策、緊急経済対策等、町独自の施策を後程提案いたしますので、ご審議よろしくお願いを申し上げます。

このような暗い状況の中、温かい善意が届いております。コロナ対策にと現金50万円の寄附。福祉施設や備蓄用にマスク1,000枚。小学生用手作りマスク100枚。中学生用には、手作りマスク材料50枚などの寄附をいただきました。加えて、庁舎1階窓口に設置しました、飛沫防止用ビニール製衝立の部材の提供もいただきました。これら町民の皆さんの心温まるご奉仕に感謝を申し上げる次第であります。3月からの度重なる規制の中、町民の皆様には大変ご心配や行動制限など、ご協力をいただいておりますが、今後についても町民の皆様の更なるご協力とご理解をいただくとともに、関係機関との連携を図りながら感染症拡大の防止対策に取り組んで参ります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての行政報告といたします。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました承認第1号は、専決処分の承認についてであります。内容につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

○岩藤議長 副町長。

○和田副町長 承認第1号 専決処分の承認についてでございます。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第8号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となります。

右のページをご覧いただきたいと思います。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,228万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これから、質疑を行ないます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 先程の説明ありましたけども、3月に入ってから降雪量が増えてということでありましたけども、本当にこの冬の始まりとしては雪が少ないという形で経過した中での今回追加ということでもありますけども、3月に入ってから雪の量が多いということ分かりましたけども、その業務内容、どういうことでこの金額になったのかお知らせ下さい。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 3月に入って何回出動したかというような形で答えてよろしいですか。3月に入りまして、3月2日に一度全車出動を行っております。また、5日ですね、5日は午後から吹雪がありまして、幹線道路ですね、市街地を除く幹線道路を午後から走っております。また、翌6日につきましては全車出動で行っております、7日につきましては、歩道の除雪を直営班でそれぞれ行っているような状況になっております。一応、3月の出動はそのような形になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。17款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

び

◎日程第6 議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5、議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第32号は、令和2年度置戸町一般会計補正予算（第1号）でございます。議案の説明につきましては、まちづくり推進室長から申し上げます。また、議案第33号は、令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）でございます。議案の内容については、施設整備課長よりご説明を申し上げます。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,637万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,337万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正については、後程、別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明を申し上げます。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正。

表に記載の、こどもセンター増築及び改修工事につきましては、保育所等整備交付金の内示があったため、限度額を1,560万円に減額し、1億4,270万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

引き続きまして、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明をいたしますので、事項別明細書の12ページをお開き下さい。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、当該年度中増減見込みの起債見込額をご覧下さい。3. その他。（2）過疎対策事業債の欄は、今回の補正に関わる変更で、2億4,550万円に。下段の合計欄も同じく、1,560万円減額し、本年度の起債見込額は

3億2,510万円になります。一番右側の列の合計欄ですが、令和2年度末現在高見込額は49億9,332万6,000円となります。

以上で、第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第33号の説明をいたします。

議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,740万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページ目をお開き下さい。

第2表 地方債補正。

後程、歳入予算で説明いたしますが、特定環境保全公共下水道事業の追加による地方債の補正であり、事業執行に伴い600万円を追加するものでございます。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これで、議案第32号及び議案第33号の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時32分

再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、質疑を行います。

まず、議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 特定定額給付金について質問いたします。議案第32号の説明資料の中で、スケジュールが3番で示されてますけど、これ申請書の受付は目途としていつから始めるのでしょうか。発送は22日までに終わらせたいという、日にちだけは入っているんですけど、いつから発送を始めるんですか。発送の日にち、目途で結構ですけど。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 22日までに全世帯の皆様へ申込書等発送し中身を見ていただきまして申請書類を書いて返信をしていただき、おそらくなんですが、そういう手間を考えますと、週明け5月25日からの受付の実施の手続きになろうと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 22日までに全世帯に発送するという事なんだけど、その前段に発送するわけでしょ。それは発送の始まりはいつからだっていうことを聞いているんです。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 順次、準備が整い次第と考えておりますが、封筒その他の必要な物品が揃うのが、大体、来週早々にはと思いますので、それから発送作業の用意をしたりしていく関係もございまして、その作業が終了次第というふうに考えておりました。ですので、22日までということは、その週の頭ですのでそのぐらいからの着手になろうと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 関連するんですけどね、受付を25日からということは、基本的には、これは郵送で受け付けるわけですよ。その時に、その郵送は25日から郵送で受け付けるということで、そういう判断でよろしいですか。例えば、最速で来週18日、月曜日なんですけど、月曜日に発送して火曜日にはもう簡潔で、今日も北海道新聞に大きく一面で出ていましたけど、ハンコを押せばいいような、後は、免許証の写しを付ければいいような、非常に簡潔で分かりやすい申請書だったんですけど、それを見てですね、もし18日から順次発送すると、もう5分でできるような書類だから19日には役場に戻せるわけですよ。返せるわけですよ。そうすると、この25日からというのは違和感と言うか何で25日に限るのかなと。もう順次出したら直ぐ受け付ける。そして、早く給付金を給付するっていうのが、これ迅速かつ簡素な家計への支給、目的に沿うと思うんだけど、25日っていうのは非常に違和感あるんですよ。その辺25日に設定した理由は何ですか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 大きく理由といたしましてなんですが、一つは、今、鋭意封

筒等の作成をしておりますが、いろいろと他の部署からの注文等もございまして、かなりそういったものの物品の調達が時間かかると見込んでおりました。それから、本日、議決をいただきました暁には、速やかに来週から着手をするということでございますけれども、そういうことで封筒に詰めて発送するという部分に関してですね、お手元に届いて郵送に返送されてくる分に関しては随時私どもの方に届きましたら、届いた順で留め置いてですね、順次中身のチェック等は、もちろん進めるんですけども、25日で設置をしたというところでございますのは、おそらく多くの方については、中身を見て分かっていただけというふうな書類だと思っているんですけども、やはりいろんなご相談ですとか、それから、中身に関する、何て言うんでしょうか、窓口においていらっしゃる方も想定しております。その時になんですけども、ちょうどその時期、置戸町長選挙の期日前投票所が開かれているとか、その関係の選挙人の方とそういったご相談に来られる方との煩雑の部分も考慮いたしまして、25日から本格的な窓口を設定して受け付けるという期間にしたのは、置戸町長選挙の期日前投票との選挙人の皆様との差を図るところの事情でもございました。しかし、郵送でいただく分に関しましては随時中身のチェックをしたり、受付をしたりというのは進めたいと考えております。概ね22日頃までお届けするとなれば、お手元に届いて返信をする。そうなれば、おそらく25日ぐらいがピークかなというふうに考えていたところでございました。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、郵送は随時25日に限らず、郵送については受付すると。ただ、窓口は今言ったとおり、選挙の絡みとかいろいろ混雑だとかいろいろあるので、窓口の相談とか窓口で受けるそういう申請は25日からっていう、そういう抑えていいですね。さっきも言ったんだけど、18日から発送したら次の日直ぐ返ってくると思うんですよ、本当に簡単にハンコ一つ押せばいいような。そうすると、この交付金の交付開始が6月上旬ということになっているんだけど、最大早くしてもう5月の、チェックしてオッケーになれば直ぐ交付金は出せる形になると思うんですよ。そういうスピードって言いますか、そういう迅速に的確にやっていただかないと、本当に待っている人いるんですよ。全道的にも東川町だとか湧別町は5月1日から、実際に10万円送っているという事例もありますし、それを真似しれとは言わないけど、それぐらいのスピード感でいけば、6月上旬じゃなくて5月の下旬、中から下旬にはお金が給付されるんでないかと、そういう考えの人もあると思うんですね。たまたま昨日の新聞で、網走市の事例なんだけど、網走市の人口3万5,000人ほどいるそうですが、ここは11日から申請書を送付すると、郵送で。そして、郵送で申請して郵送で受けるんですけど、この一律10万円の給付は、18日からやりたいと。だから、7日間ですか、それぐらいのスピードで網走市はやってますので、この通りやれとは言わないけど、郵送で送って郵送で返してきたら、早く事務処理して急いでいる方がたくさんいると思うので、そういうことを配慮して、給付金の交付開始が6月上旬ということになっているけど、そうじゃなくて事務の段取りが出来れば早く給付して欲しいと、そういう町民の要

望がありますので、その辺検討していただきたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 国からも一日も早い支給ということで伺っております。私どもにつきましても郵送で、基本的には、オンラインか郵送での申請をいただいています。ですので、郵送で届いた分につきましては、速やかに内容の確認、そして受付を処理いたしまして、先程お示しした資料なんですけれども、これは大体このような流れでいくんではないかというようなスケジュールではございますが、整い次第、出納の方ともご相談をしながら一日も早い支給に努めたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 関連なんですけれども、中身について2点ほどお伺いしたいと思います。説明資料の中の、この部分の中段の1人5,000円分の商品券ですか。

○岩藤議長 5番 澁谷議員。6ページ、7ページ。特定給付金事業、5,000円は次のページになります。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今、澁谷議員の勘違いで質問をしようとしたところと関連するんですけども、商品券につきましては、5月11日から15日の配布ということになっていきます。ただ、今回の特別定額給付金事業については、多分、対象者が一緒であろうかというふうに思います。郵送料一世帯当たり450円をかけて全戸と言うか配布するわけですが、この商品券の配布と特別定額給付金事業の申請書を同時に配布して、それこそ15日までに配布するだとか、何とか抱き合わせで少しでも早く申請できるように出来ないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 実は、私どもの申請様式でございますけれども、国が定めている様式を用いているところでございます。それに返信用封筒と内容の制度の周知の資料をお付けしようと考えております。産業振興課の方で皆様に商品券をとという部分でございますけれども、商品券は金券でございます。ですので、私ども普通封筒で送るんですけども、そういったことのいわゆる、片や金券、片や書類ということもございまして、そのように一緒に、確におっしゃる通りでございますけれども、送る内容物が違うということもございまして、このような形になろうと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 特定給付金の関係なんですけれども、昨年度の同月の売上げが50%以上、或いは、30%以上。

○岩藤議長 澁谷議員、よろしいですか。

6ページ、7ページ。

ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 この1人10万円の関係について、いわゆる給付対象者に属する世帯主に代表して給付というようなことなんですが、いわゆる同居、住民基本台帳の中では同居というような位置付けになっているんだけど、その辺の以降のところまでは追跡はできないだろうというふうに思うんですが、これはあくまでも住民一人ひとりに対する10万円の給付ということであればね、例えば、作業の迅速化とかそういうことを考えれば、対象を世帯主にする、せざるを得ないのかもしれないんですが、実質、別居であったり、或いは、一緒に住んでいないような状況があるとすれば、そこまでは追跡できないということなのか。迅速に給付するための手段として世帯主を対象とするというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○岩藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 国の説明を伺いますと、今回、世帯主が代表するということに関してもかなり疑義があったようでございます。今おっしゃったように、いわゆる世帯として一つだというところでありますけれども、それぞれ口座に振り込んだらどうかというような意見も審議されていたようなお話も聞きました。しかし、迅速化ということと、いわゆる全国民がすべからず口座を持っているわけでもないとかいろんな問題もございまして、やはり世帯主の代表の方が受け取ると、申請をするというやり方で落ち着いたようでございます。国の申請書、私どもも使うんですが、申請書の中身を読みますと、世帯主の皆様、その世帯の皆様の方、合算された様式と全部なっております。いろんなご事情があるというのは重々承知をしております。例えば、私どもの中で今示されておりますのは、いわゆるDVでしょうか。そう言った世帯の方でいるんですけども、いろんなご事情があって避難をされている方たちの配慮、そういうのはいただいております。しかし、実際はこうなんだと。その世帯の中の実際の実情を一件一件問うというのまでは、まだ今のところでは国の方の指針としてはありません。しかし、そういったものに関しましても、いろんなケースが出るのではないかなというふうに危惧をしているところでございます。道、国を通じてですけども、そういった疑義がございましたら、相談をしながら適切に皆様に渡るように配慮をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページから11ページ。

3款民生費、2項児童福祉費。7款商工費。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 先程来、勘違いをしまして申し訳ありませんでした。置戸町コロナに負けるな生活応援事業の中で、支給対象者1人につき、5,000円っていう部分の中

身がですね、その中では商品券のうち、1,500円分を飲食店専用とするという部分を商品券に変えてもらえないだろうかというお話をたまたま聞いてございますので、その辺はどうか。それと、この事業者に対する給付金。これの所得ですね、昨年と同月、前年同月の売上げが50%以上減額、或いは、30%以上減額という、この申請につきましては自己申告なのか、或いは、税法の方で調べた金額であるのか、その辺お伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 まず1点目の、置戸町コロナに負けるな生活応援事業。商品券の分でございますけども、この事業のですね大きな目的の一つといたしまして、より大きなダメージを受けている飲食店に対して支給をすると。その助けをするということが大きな目標の一つとなっております。そこでですね、飲食店でのみ使える商品券として3枚、1,500分を付けるわけですけども、それを一般で使える商品券と交換すると、そういうことは担当としては考えていません。それともう一点、置戸町事業継続給付金の収入はどこで判断するんだということでございますけども、チラシの方を見ていただければ分かるかなと思うんですけども、その申請に必要な書類ということで、④の減収月、また、同月前年度分の事業収入額を示した帳簿ということで、確定申告書とかそういうことではなく、一月毎の収入が分かる帳簿。なるべく自己申告ということで全部取り扱いたいというふうに考えています。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員 事業者に対しての申告については分かりました。先程の1,500円分の飲食店専用の券のことなんですけれども、これは高齢者の方がなかなか飲食になんか行けないよというような方が結構いらっしゃるということなので、そちらの方々の声ということで私ども受け止めておりまして、それに対して出来ればそういう方向がいいのかなということで、確認の意味で。と言うことは、1,500分の飲食券につきましては、平等に配布されるということでよろしいですね。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 この事業の目的を先程も申したんですけども、飲食店の影響が大きいということで、出来るだけ今までなかなか外食しなかった人等も確かにいるかと思うんですけども、コロナが収束した暁とですね、今の飲食店の実情を考えた中で、出来るだけ外に出て飲食店を利用して欲しいという思いでの事業でございます。この配分を変えるだとかそういうことは特に考えていなくてですね、皆さん1人一冊ずつ、一般で使える商品券が7枚、飲食店で使える商品券が3枚ということで10枚セットの商品券となります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。20款諸収入、2項貸付金元利収入。21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、議案の2ページ。

第2表 地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 4ページ、5ページの歳入でお聞きしますが、関連なんですけど、保育所等整備交付金の1,550万ほど内示で追加されたということなんですけど、内示の総額は、いくら内示あったんですか、国庫補助金として。その総額を教えてください。内示額。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 内示額が今回の1,557万円となります。今回の対象経費としまして、工事費分1億5,830万円を新年度のどんぐりの補助として計上しております。その対象経費としましては、保育所分の改築分ということで、その対象としては、1億2,266万8,000円。これが補助対象経費総額となっております。補助率が10分の5.5で、その補助率としてはじくと、6,746万7,400円となるんですが、保育所部分の71名から100名の定員の基準単価として、1,557万円。対比しまして少ない方が補助率の内示ということで、1,557万円が今回の内示額となります。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、議案の2ページ。

第2表 地方債補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号及び議案第33号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第1号)及び議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して採決します。

議案第32号及び議案第33号の2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第1号)及び議案第33号 令和2年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時18分